

# 秋田米「サキホコレ」サポーター企業登録制度実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、日常の事業活動を通じて秋田米「サキホコレ」のPRに協力いただける企業を「「サキホコレ」サポーター企業」（以下「サポーター企業」という。）として登録する制度の運用に必要な事項を定めるものとする。

## 第2 運用主体

本制度は、秋田米新品種ブランド化戦略本部（本部長：秋田県知事）が運用する。

## 第3 登録要件

県内又は県外において事業活動を行う法人（法人の支店又は支社を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、秋田米「サキホコレ」取扱店の登録を受けた者を除く。

- (1) 秋田米「サキホコレ」のPR活動を主体的に実施すること。
- (2) 県税その他の租税公課の滞納がないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する行為又は重大な法令違反がないこと。
- (5) その他サポーター企業として適切でないと戦略本部長が認める者でないこと。

## 第4 登録の申請

サポーター企業の登録を希望する企業は、「サキホコレ」サポーター企業登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部秋田米ブランド推進室）に提出しなければならない。

## 第5 登録

- 1 戦略本部長は、前条の申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、サポーター企業として登録し、「サキホコレ」サポーター企業登録決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、登録証を交付するものとする。
- 2 戦略本部長は、前項の規定による審査の結果、不適切であると認めるときは、「サキホコレ」サポーター企業不登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

## 第6 登録の変更

サポーター企業は、登録内容に変更があるときは、「サキホコレ」サポーター企業登録変更届（様式第4号）を戦略本部長に提出しなければならない。

## 第7 登録の取下げ

- 1 サポーター企業は、自己の都合により、登録を取り下げることができる。
- 2 サポーター企業は、前項の規定により登録を取り下げるときは、「サキホコレ」サポーター企業登録取下届（様式第5号）を戦略本部長に提出しなければならない。

## 第8 登録の取消し

- 1 戦略本部長は、サポーター企業が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
  - （1）第3に定める登録要件に適合しないと認めるとき。
  - （2）虚偽又は不正の手段により登録を受けたと認めるとき。
- 2 戦略本部長は、前項の規定により登録を取り消すときは、「サキホコレ」サポーター企業登録取消書（様式第6号）により通知するものとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、サポーター企業の登録に関し必要な事項は、秋田米新品種ブランド化戦略本部長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年2月27日から施行する。

様式第1号（第4関係）

「サキホコレ」サポーター企業登録申請書

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 所在地  
企業名  
(支店・支社名)  
代表者

「サキホコレ」サポーター企業登録制度実施要領第4の規定により、次のとおりサポーター企業の登録を申請します。

なお、当社は同要領第3に規定する登録要件に適合することを誓約します。

記

企業名（支店・支社名）	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
事業概要	
WEBサイトアドレス	
担当者	所属名： 職名・氏名： 電話番号： メールアドレス：
主な取組内容 （「サキホコレ」のPR活動）	・ ・ ・

様式第2号（第5関係）

秋新戦 一  
令和 年 月 日

様

秋田米新品種ブランド化戦略本部長

「サキホコレ」サポーター企業登録決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次のとおり登録します。

登録番号	号
企業名（支店・支社名）	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
事業概要	
WEBサイトアドレス	
担当者	所属名： 職名・氏名： 電話番号： メールアドレス：
主な取組内容 （「サキホコレ」のPR活動）	・ ・ ・

様式第3号（第5関係）

秋新戦 一  
令和 年 月 日

様

秋田米新品種ブランド化戦略本部長

「サキホコレ」サポーター企業不登録決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次の理由により登録しません。

理 由

様式第4号（第6関係）

「サキホコレ」サポーター企業登録変更届

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

届出者 所在地  
企業名  
(支店・支社名)  
代表者

令和 年 月 日に登録を受けた事項について、次のとおり変更したいので、「サキホコレ」サポーター企業登録制度実施要領第6の規定により、届け出ます。

〈変更内容〉

変更内容	変更前	変更後
企業名 (支店・支社名)		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
事業概要		
WEBサイトアドレス		
担当者		

〈変更年月日〉

年 月 日

様式第5号（第7関係）

「サキホコレ」サポーター企業登録取下届

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

届出者 所在地  
企業名  
(支店・支社名)  
代表者

令和 年 月 日に受けた登録について、次の理由から登録を取り下げるので、「サキホコレ」サポーター企業登録制度実施要領第7の規定により、届け出ます。

理 由

様式第6号（第8関係）

秋新戦 一  
令和 年 月 日

様

秋田米新品種ブランド化戦略本部長

「サキホコレ」サポーター企業登録取消書

令和 年 月 日付けで登録した「サキホコレ」サポーター企業の登録について、次の理由により取り消します。

理 由